

BRUNO株式会社 定款

BRUNO, Inc.

平成07年11月20日	作成
平成07年11月20日	公証人認証
平成07年11月30日	会社設立
平成15年09月22日	更新
平成16年09月30日	更新
平成17年06月28日	更新
平成17年09月29日	更新
平成18年09月28日	更新
平成19年12月 1日	更新
平成19年12月20日	更新
平成20年 3月15日	更新
平成20年 9月26日	更新
平成21年 9月29日	更新
平成22年 1月 6日	更新
平成23年 9月29日	更新
平成25年 9月27日	更新
平成26年 2月 1日	更新
平成26年 9月29日	更新
平成27年 7月 1日	更新
平成27年 9月29日	更新
平成29年 6月 1日	更新
令和 2年 9月28日	更新
令和 3年 9月29日	更新
令和 4年 9月28日	更新
令和 5年 9月27日	更新

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、BRUNO株式会社と称し、英文ではBRUNO, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. デザインの企画及び製作
2. 時計・同部分品の製造、輸出入及び販売
3. 玩具・文具の製造、輸出入及び販売
4. 家庭用電気機械器具の製造、輸出入及び販売
5. 家具、インテリア用品、生活雑貨、衣料品、靴、バッグ、貴金属、アクセサリ、スポーツ用品、美容用品、化粧品、医薬部外品、医薬品、食料品、酒類、飲料品及びこれらの原材料の製造、輸出入及び販売
6. 事業の再生及び企業経営全般にわたるコンサルティング業務
7. インターネットを利用したショッピングモールの運営管理
8. コンピュータネットワークを利用した物品販売、マーケティング及び代金決済システムの企画、開発
9. オフィス空間、商業店舗空間等の企画、デザイン、設計及び施工
10. 古物売買業
11. 特定労働者派遣事業
12. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、35,968,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会によって選定し公告する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續及び手数料等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて随時招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使

することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、13名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任方法等)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第30条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
3. 補欠により選任された会計監査人の任期は、退任した会計監査人の残任期間と同一とする。

(会計監査人の報酬等)

第37条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(期末配当金)

第40条 当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中

間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第42条 当社の期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、第28回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第28回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。